

局長	課長	技監	班長	課 員	担当

電 話 ・ 口 頭 記 録					
日 時	平成 22 年 7 月 20 日 (火) 14 時 50 分～15 時 00 分				
打合者	(連絡者) 東部農林事務所 [REDACTED]				
	(聞取者) 森林計画課 [REDACTED]				
施 行 場 所	熱海市伊豆山（赤井谷）				
要 件	[REDACTED] 及び [REDACTED] の現状（報告）				
内 容	<p>①赤井谷での残土処理（関係手続き：伐採届、土採取条例） ← H21.10.16 復命書 ⑤ 残土搬入</p> <p>[REDACTED] と下請会社 [REDACTED] が、熱海市伊豆山（赤井谷）にて、「土採取条例の届出」及び「伐採届」の提出にて残土処理を行っている。</p> <p>[REDACTED] の残土処理が完了することから、[REDACTED] が熱海市に残土搬入を続けたい旨の相談を行っている。</p> <p>[REDACTED] は、[REDACTED] の不払い分の賃金を残土処理にて回収したいとのことであった。</p> <p>このことについて、熱海市は以前の違反行為や現状を考慮し、延長を認めない方針を打ち出している。 (H19 热海市林地・野々原河川敷地の開発行為規制条例 (H21.1.5 発効))</p> <p>② [REDACTED] における林地開発行為地 ← H21.10.16 復命書 ⑦ 残土搬入</p> <p>(関係手続き：林地開発、都計法 29 条の開発行為)</p> <p>[REDACTED] が林地開発を受けて開発行為を行っていたが、リーマンショックにより、資金繰りが悪化し、事業停止、所有権移転が発生している。</p> <p>[REDACTED]、①を断られたことから、この場所において残土処理を行いたい旨の相談を熱海市にしている。</p> <p>熱海市は、このことについて、現状、[REDACTED] による開発行為が中途半端な状態で放置され、土砂流出、法面崩壊等を発生する懸念があるため、[REDACTED] に改善をさせた上で、必要手続きを行わせ、了承することも考えている。</p>				
	(裏面へ)				

内 容	(森林サイドの対応 (案)) <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none">新たな届出が提出された場合、今までの届出面積との合計が 1ha を超えている場合は、林地開発許可申請を行わせる必要がある。(一体性ありと判断する) <p>⇒ 現状の下流河川断面が不足していることから、調整池を設置する必要が生じるが、現地形は急斜面で、設置が非常に困難となる。もし、許可申請があげられた場合、施工の可能性などを慎重に審査する必要がある。</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none">許可地内において、新たに伐採届等の手続きを認めることは難しい（重複）また、所有権等の権利関係を明らかにする必要がある。[REDACTED] に与えている許可を承継し、目的・計画を変更するなど必要処理がされた場合は認めざるを得ない。ただし、現状の防災措置、中断中の掘削面等の処理などを事前に行わせる必要がある。 <p>⇒ [REDACTED] の放置状態の解消が課題であるため、現状の是正を行わせ、必要手続きをとらせておいた上で認めることは、熱海市の考え方とも共通である。</p> <p>ただし、[REDACTED] に実際に施工能力があるのか、資金力があるのか等を再度慎重に審査していく必要がある。</p>
-----	---

【会社関係模式図】

